

# 住所変更のてびき

～富津市青木土地区画整理事業に伴う

町名地番変更～

平成 24 年 3 月 17 日実施

いままでは 富津市青木(大堀)〇〇〇〇番地〇

これからは 富津市青木(大堀)△丁目□□番地□

富 津 市

富津市青木土地区画整理組合

## 目 次

1.はじめに	1
2.住所等の表示の仕方について	1
3.新字名字界図	2
4.同封されている書類について	3
5.住所等・所在地変更証明書について	3
6.町名地番変更に伴う住所変更手続きについて	4
①市役所が職権で変更するもの	4
②法務局が職権で変更するもの	4
③市が変更後の住所を記載して送付するもの	5
④本人の手続きが必要なもの	6

## 1.はじめに

このたび、富津市青木土地区画整理事業の換地処分に伴い、換地公告日(平成24年3月16日)の翌日から事業区域内(隣接の一部区域を含む。)の住所が変更されます。

なお、事業区域内の一部については字(あざ)の変更はありませんが、地番が変更となります。

変更後に必要な手続きについて、みなさまにお知らせするとともに、一日も早く新しい住所になじんで頂くため、このパンフレットを作成しましたのでご一読下さい。

## 2.住所等の表示の仕方について

### ◆実施日について

平成24年3月17日(土)から新しい住所等に変更になります。

#### (1) 住所の表示

実施前 富津市青木(大堀)〇〇〇〇番地〇

実施後 富津市青木(大堀)△丁目□□番地□

※マンション等の方の方書は変更ありません。

#### (2) 本籍の表示

実施前 富津市青木(大堀)〇〇〇〇番地〇

実施後 富津市青木(大堀)△丁目□□番地□

#### (3) 不動産の表示

##### ① 土地

実施前 富津市青木(大堀)字◇◇〇〇〇〇番〇

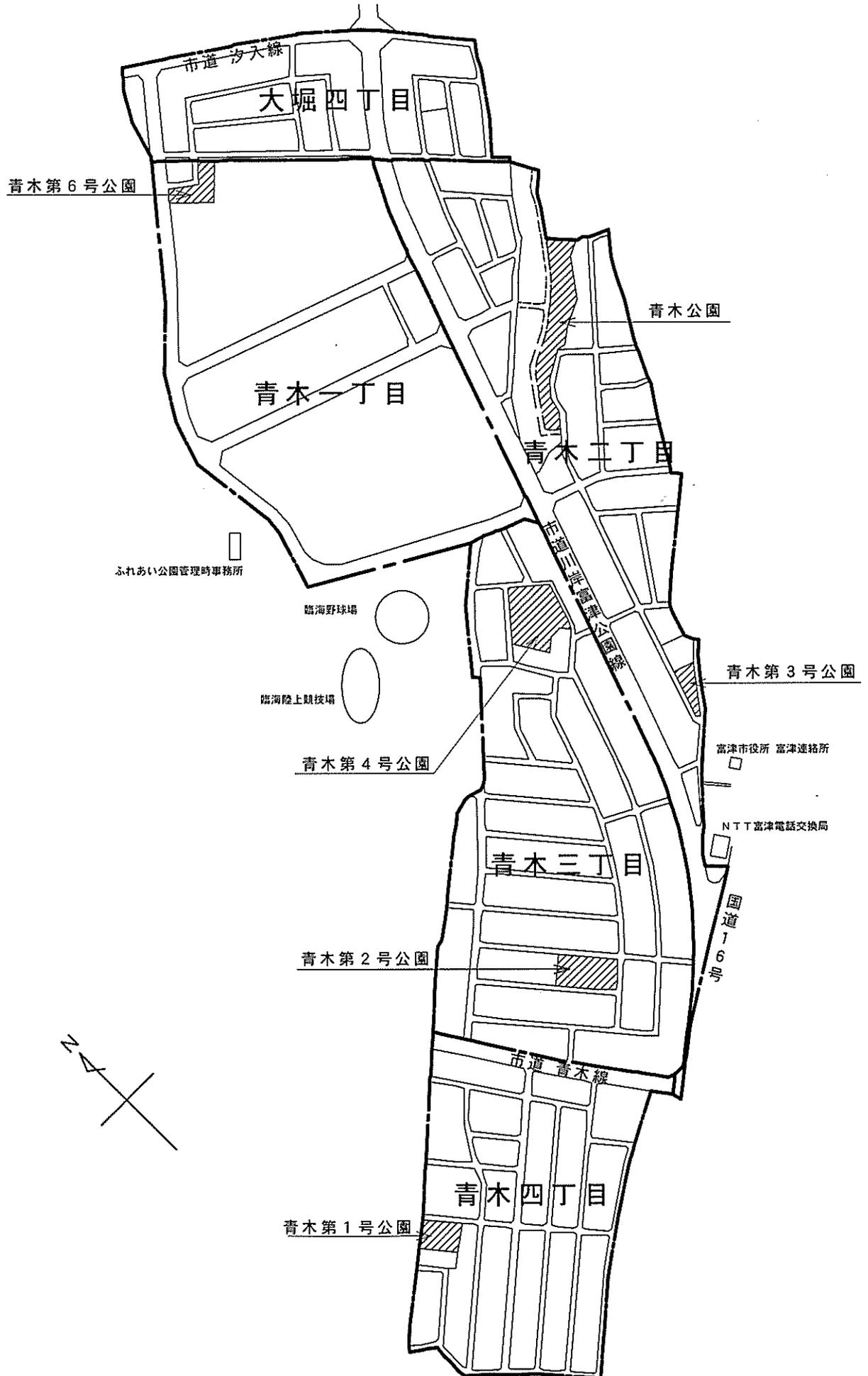
実施後 富津市青木(大堀)△丁目□□番□

##### ② 建物の所在

実施前 富津市大字青木(大堀)字◇◇〇〇〇〇番地〇

実施後 富津市青木(大堀)△丁目□□番地□

### 3. 新字名字界図



## 4. 同封されている書類について

### (1) 住所変更のてびき(本書)

世帯・法人事業所及び個人事業所ごとにお送りしています。  
平成24年3月17日から、住所が変わります。

### (2) 住所変更通知用はがき

住所が変わったことをご親戚やご友人にお知らせするために郵便事業株式会社富津支店から提供された無料はがきです。はがきに新たな住所などをご記入後、同封の回収用封筒に入れて最寄りの郵便局かポストへお出しください。  
配布枚数は1世帯当たり50枚です。

相談窓口・・・郵便事業株式会社 富津支店  
TEL 0439-88-1354

## 5. 住所等・所在地変更証明書について

※3月17日以降に世帯・法人事業所及び個人事業所に届きます

### (1) 個人

7・8ページの「④本人の手続きが必要なもの」の表中の「提出書類」欄で示した「住所等変更証明書」は、16歳以上の方、1人につき4部を換地処分公告(平成24年3月16日)後各世帯ごとにまとめて送付します。

「住所等変更証明書」が不足する方や、16歳未満の方には、平成24年3月19日(月)以降に市役所市民課及び富津連絡所で無料交付します。

なお、本証明書交付申請の際は、本人の確認が出来る物(運転免許証やパスポートなどの顔写真付きの身分証明書、これらの証明書をお持ちでない方は、健康保険証や年金手帳など2点以上)をご持参下さい。また、申請者と同一世帯でない代理の方が申請する場合には、お手数ですが委任状をご持参下さい。

### (2) 法人事業所及び個人事業所

法人事業所及び個人事業所については「所在地変更証明書」を4部、換地処分公告(平成24年3月16日)後に事業所に配布いたします。所在地変更証明書が不足する法人事業所及び個人事業所は、平成24年3月19日(月)以降に市役所2階街づくり課で無料交付します。申請する方の印鑑(認印可)をご持参下さい。申請書は市役所2階街づくり課の窓口及び市のホームページでダウンロードできます。

#### 【お問い合わせ先】

<個人の住所等変更証明書>  
富津市役所 市民課 市民係  
TEL 0439-80-1253

<法人の所在地変更証明書>  
富津市役所 街づくり課 整備係  
TEL 0439-80-1317

## 6. 町名地番変更に伴う住所変更手続きについて

町名地番変更が行われますと、様々なものの住所変更の手続きが必要となりますが、市役所や法務局が変更するものと皆様ご自身で手続きしていただくものがあります。手続きが必要となる主なものについて、下記に掲載させていただきます。

### ①市役所が職権で変更するもの(皆様は手続きの必要はありません)

項 目	担当課が行う事務	担当課 (連絡先)
住民基本台帳、戸籍簿、戸籍の附票 印鑑登録原票、選挙人名簿、外国人登録原票	市役所で住所及び本籍地 を変更	市民課市民係 0439-80-1253 (直通)
国民健康保険被保険者台帳	市役所で変更	国民健康保険課 0439-80-1271 (直通)
介護保険被保険者台帳	市役所で変更	介護福祉課 0439-80-1262 (直通)
子ども手当受給者台帳、児童扶養手当 受給者台帳、保育所入所児童台帳、子 ども医療費受給者台帳及び受給券、ひ とり親家庭医療費等受給者台帳	市役所で変更 <u>子ども医療費助成受給券</u> は新しい住所に書き換え たものを送付します。	児童家庭課 0439-80-1256 (直通)
犬の登録原簿	市役所で変更	環境保全課 0439-80-1273 (直通)
上下水道料金徴収台帳	水道所有者の住所、水道使 用者の住所、納入通知書の 送付先及び水栓所在地を 変更。	水道部業務課 0439-66-2211 (直通)

### ②法務局が職権で変更するもの(皆様は手続きの必要はありません)

公簿名	変更する欄
土地・建物等の 登記記録(表題 部)	表題部の所在、地番、家屋番号等 ※事業地域内の土地・建物等の登記記録(表題部のみ)は、法務局において 新しい所在、地番、家屋番号、地籍、地目に変更します。 ただし、 <u>権利部の所有者の住所等は、本人の申請があるまで変わりません。</u>

### ③市役所が変更後の住所を記載して送付するもの(皆様は手続きの必要はありません)

項 目	説 明	担当課 (連絡先)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険被保険者証</li> <li>・国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証</li> <li>・国民健康保険限度額適用認定証</li> <li>・国民健康保険標準負担額減額認定証</li> </ul>	<p>大字及び地番の変更後、おおよそ10日以内に簡易書留郵便で発送します。</p> <p>変更前の被保険者証は、変更後の被保険者証が到着次第同封されている返信用封筒で返送してください。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する世帯の場合は、平成24年4月1日以降に被保険者証等をまとめて返送してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 70歳以上75歳未満で、被保険者証の一部負担金の割合が「1割」と記載されている方がいる世帯（この方の被保険者証の高齢受給者証発効期日が平成24年4月1日となっているため）</li> <li>○ 「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」、「国民健康保険限度額適用認定証」又は「国民健康保険標準負担額減額認定証」が同封された世帯（これら認定証を平成24年4月1日から有効の様式で作成しているため）</li> </ul> <p>※ 被保険者証等は、富津市国民健康保険の資格を喪失しない限り、今回のような住所の表示変更があってもその有効期限までは使用できます。</p>	<p>国民健康保険課 国民健康保険係 0439-80-1271 (直通)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療被保険者証</li> <li>・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証</li> <li>・後期高齢者医療特定疾病療養受療証</li> </ul>	<p>大字及び地番の変更後、おおよそ10日以内に簡易書留郵便で発送します。</p> <p>変更前の被保険者証等は、変更後の被保険者証等が到着次第同封されている返信用封筒で返送してください。</p> <p>※ 被保険者証等は、千葉県後期高齢者医療の資格を喪失しない限り、今回のような住所の表示変更があってもその有効期限までは使用できます。</p>	<p>国民健康保険課 長寿医療係 0439-80-1254 (直通)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険被保険者証</li> <li>・介護保険負担限度額認定証</li> </ul>	<p>大字及び地番の変更後、おおよそ10日以内に簡易書留郵便で発送します。</p> <p>変更前の被保険者証等は、変更後の被保険者証等が到着次第同封されている返信用封筒で返送してください。</p> <p>※ 被保険者証等は、富津市介護保険の資格を喪失しない限り、今回のような住所の表示変更があってもその有効期限までは使用できます。</p>	<p>介護福祉課 介護福祉係 0439-80-1262 (直通)</p>

#### ④本人の手続きが必要なもの

(こういうことは) 事 項	(だれが) 該当者	(どこへ) 手続方法	(いつまでに) 手続の期間	(なにをもって) 提出書類
顔写真つき住民基本台帳カードの住所変更	顔写真つき住民基本台帳カードをお持ちの方	市民課市民係 0439-80-1253(直通)	すみやかに変更手続きをしてください。	住民基本台帳カード ※原則ご本人が来庁してください。 代理の方が手続きを行うためには、委任状が必要となります。 代理人による手続きの場合は、代理人の本人確認書類(運転免許証、旅券などの顔写真付きの身分証明書等)。
外国人登録証明書の住所変更	外国人登録証明書をお持ちの方		すみやかに変更手続きをしてください。	外国人登録証明書 ※16歳以上の方の手続きには、原則本人が来庁してください。
児童扶養手当証書の住所変更届出	児童扶養手当受給者の方	児童家庭課及び天羽行政センター 0439-80-1256 (直通)	すみやかに変更手続きをして下さい。	① 児童扶養手当証書 ② 印鑑
身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、自立支援医療(精神)受給者証、特別児童扶養手当受給者証の住所変更	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、自立支援医療(精神)受給者証、特別児童扶養手当受給者証をお持ちの方	社会福祉課 障害者福祉係 0439-80-1260 (直通)	すみやかに変更手続きをして下さい。	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、自立支援医療(精神)受給者証、特別児童扶養手当受給者証 印鑑
国民年金受給者、厚生年金受給者、JR共済・JT共済・NTT共済年金の受給者の住所変更届出	国民年金受給者、厚生年金受給者、JR共済・JT共済・NTT共済年金の受給者の方	木更津年金事務所 0438-23-7616	5月10日までに変更手続きをして下さい。	市役所市民課及び富津連絡所に備え付けられてある、はがきに必要事項を記入し50円切手を貼って投函してください。 ※厚生年金・共済年金加入者(第2号被保険者)、またその方に扶養されている方(第3号被保険者)は、職場を通して住所変更の手続きとなります。

(こういうことは) 事 項	(だれが) 該当者	(どこへ) 手続方法	(いつまでに) 手続の期間	(なにをもって) 提出書類
<p>【土地・建物等の登記記録(権利部)】</p> <p>①所有者の住所変更登記</p> <p>②抵当権者等の住所変更登記</p>	<p>事業区域内に住所がある方で、土地・建物等を所有(登記)している方、抵当権等の権利者として登記している方</p>	<p>土地・建物等の所在地を管轄する法務局</p> <p>千葉地方法務局木更津支局</p> <p>0438-22-2531</p> <p>(郵送可)</p>	<p>期限はありません。</p> <p>売買などの登記をする際に一緒に申請してください。</p>	<p>① 換地処分通知、住所等変更証明書又は所在地変更証明書</p> <p>② 登記申請書</p> <p>③ 印鑑(認印)</p> <p>※住所の変更登記の申請に必要な登録免許税は、住所等変更証明書又は所在地変更証明書を添付すれば免除されます。</p>
<p>【会社・法人の登記記録】</p> <p>本店・支店の所在地及び代表者等の住所変更登記</p>	<p>町名地番が変更された結果、会社、法人の登記記録に変更が生じた法人の代表者</p>	<p>本社(主たる事務所及び支店(従たる事務所)の所在地を管轄する法務局。なお、千葉地方法務局木更津支局は平成23年5月23日から会社・法人登記を取り扱っていません。同局法人登記部門(千葉市中央区中央港1-11-3</p> <p><b>043-302-1315</b></p> <p>(郵送可)</p>	<p>本店は2週間以内、支店は3週間以内。</p> <p>※上記の法定期間内に申請してください。</p>	<p>① 住所等変更証明書又は所在地変更証明書</p> <p>② 登記申請書</p> <p>③ 印鑑(届出印)</p> <p>※住所の変更登記の申請に必要な登録免許税は、住所等変更証明書又は所在地変更証明書を添付すれば免除されます。</p>
<p>自動車運転免許証の本籍・住所変更</p>	<p>自動車運転免許証をおもちの方で本籍又は住所が変更となる方</p>	<p>・富津警察署</p> <p>0439-66-0110</p> <p>ただし、優良運転者は県内いずれの警察署でも可能</p> <p>・千葉運転免許証センター</p> <p>043-274-2000</p> <p>・流山運転免許証センター</p> <p>04-7147-2000</p>	<p>すみやかに変更手続きをしてください。</p> <p>免許証更新の通知が届かない場合があります。</p>	<p>① 自動車運転免許証</p> <p>② 住所等変更証明書</p>

(こういうことは) 事 項	(だれが) 該当者	(どこへ) 手続方法	(いつまでに) 手続の期間	(なにをもって) 提出書類
自動車検査証、 または 軽自動車届出 済証（軽二輪 車）の住所変更	普通自動車 軽二輪車 (126cc以上) 小型二輪車 (251cc以上) の所有者	袖ヶ浦自動車 検査登録事務所 050-5540-2025 サービスコード 026	すみやかに変更手 続きをして下さ い。	① 住所等変更証明書 法人にあっては登記簿抄本又は所在 地変更証明書 ② 車検証、届出済証 ③ 印鑑
				※所有者と使用者が異なる場合、所有者の委任状が必要です。 ※検査証記入申請書は有料 ※他に変更事項がある場合、必要書類などが変わりますので、 事前に袖ヶ浦自動車検査登録事務所へ確認して下さい。
軽自動車（四輪 車）の自動車検 査証の住所変 更	軽自動車（四輪車） の使用者、所有者	軽自動車検査協会 袖ヶ浦事務所 0438-63-2844	すみやかに変更手続 きをして下さい。	① 住所等変更証明書又は所在地変更 証明書 ② 車検証 ③ 印鑑
				※所有者と使用者が異なる場合でも、所有者の委任状は不要で す。 ※検査証記入申請書は有料。

※この表は主なものについて掲載しています。その他法令等により、住所変更の届出が必要な  
ものについては、所定の手続きをお願いします。

◇各手続きの詳細は、上記表示の各窓口、機関へお問い合わせください。  
◇住所変更に関して → 市民課 市民係 0439-80-1253  
◇区画整理に関して → 街づくり課 整備係 0439-80-1317